

# 無菌調剤室共同利用指針

公益社団法人 広島県薬剤師会

はじめに

公益社団法人 広島県薬剤師会は、無菌調剤室の共同利用に関して、所要の規程を定め、効果的に運用するものとする。

目次

1. 公益社団法人 広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局無菌調剤室の共同利用に関する要綱	… 2
2. 公益社団法人 広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局無菌調剤室の共同利用に係る契約書	… 8
3. 会営二葉の里薬局 無菌調剤室 利用手順書	…10

# 公益社団法人広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局 無菌調剤室の共同利用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、薬剤師が、公益社団法人 広島県薬剤師会（以下「本会」という。）会営二葉の里薬局（以下「当薬局」という。）の無菌調剤室（以下「本施設」という。）を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他無菌調製を必要とする医薬品の調剤を行う場合の手續、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

## (利用の条件)

第2条 処方箋受付薬局が無菌調剤室を共同利用できる条件は、次の通りとする。

- (1) 別に定める本施設の共同利用に係る契約書に基づき、利用する薬剤師が所属する薬局が、本会と利用契約を締結すること。
- (2) 無菌調剤室の共同利用にかかる薬局の変更届書の写しを必ず提出すること。
- (3) 本施設を利用して調剤に従事する薬剤師は、本会の在宅支援薬剤師専門研修会（無菌製剤処理研修）の修了者であること。但し、病院等での無菌調剤の経験者が、その事を証する書類を提出した場合は、この限りではない。

## (利用の申し込み)

第3条 本施設の利用希望者は、次に掲げる方法により当薬局に申し込みをすることとする。

### (1) 予約

空き状況を利用の3日前までに当薬局に確認して、本会会長あて利用申込書（別記1）の上欄に必要事項を記入の上、当薬局にFAX等で依頼し、利用日・利用時間等必要事項を伝え予約するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではない。なお、予約の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く。）の9時30分から17時とする。（緊急の場合は電話連絡可。）

### (2) 利用決定通知

利用が決定した場合は、利用決定通知書（別記1）の下欄を記載して、当薬局よりFAX等で通知する。

利用当日に、（別記1）（押印した利用申込書と利用決定通知書）を当薬局に持参するものとする。

### (3) 利用時間

利用時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く。）の9時30分から17時とする。

## (予約の取消し)

第4条 予約を取消す場合は、予約時間までにFAX及び電話で当薬局に連絡するものとする。なお、事前連絡のないときは、違約金として利用料金相当額を請求する。

## (利用方法)

第5条 本施設を利用する際には、当薬局が別に定める「無菌調剤室 利用手順書」に従い作業しなければならない。

2 利用当日までに、当薬局薬剤師に（別記2）の当日持参物を提出し、当薬局薬剤師の指示に従うものとする。

## (施設利用料)

第6条 本施設の利用料金及び物品価格は、（別記2）のとおりである。無菌調剤室利用後に確認し、請求するものとする。

## (利用記録)

第7条 当薬局は無菌調剤室の利用に関する無菌調剤記録簿を薬局内に備え、最終記録の日から3年間保管しなければならない。

2 利用者は無菌調剤室利用後、無菌調剤記録（別記3）を作成し、当薬局に提出するものとする。

## (原状回復)

第8条 利用終了後は、清掃し利用前の状態まで原状回復しなければならない。清掃については、「無菌

調剤室 利用手順書」に従い行わなければならない。

2 無菌調剤室の施設及び機器を損傷した場合は、利用者の負担で復旧することとする。

(免責)

第9条 本施設利用中の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、当薬局は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、常務理事会の承認を得て行うものとする。

(付則)

本要綱は、2019年10月1日より適用するものとする。

(別記 1)

無菌調剤室 利用申込書

(利用申込日) 年 月 日

広島県薬剤師会会長 殿

住所 〒

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名

㊞

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

下記のとおり無菌調剤室の利用を申し込みます。

利 用 施 設	薬局名	( )	支部
	所在地	〒	
	TEL	( )	FAX ( )
調 剤 者	広島県薬剤師会	会員 ・ 非会員	保険薬局部会 会員 ・ 非会員
	氏名		
	広島県薬剤師会	会員 ・ 非会員	
	在宅支援薬剤師専門研修会(無菌製剤処理研修)	年 月 日	受講
	病院等における無菌調剤の経験	あり	

利用時間	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
利用設備	クリーンベンチ ・ 安全キャビネット
備品使用希望の有無	有 ・ 無
要望事項	備品使用希望品目 ( )

無菌調剤室 利用決定通知書

(利用決定通知日) 年 月 日

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2 番 1 号

公益社団法人広島県薬剤師会

会 長

㊞

上記のとおり無菌調剤室の利用を許可します。

問い合わせ先: 会営二葉の里薬局

管理薬剤師

電話番号: 082-567-6077

FAX番号: 082-567-6088

注意事項

※ 本申込書は、必要事項を記入の上、会営二葉の里薬局に 3 日前までに提出すること。

※ 利用当日は、押印した本申込書と本通知書を持参すること。

※ 利用当日は、薬局の変更届出書等の写しを提出すること。

(別記 2)

当日持参物リスト

<input type="checkbox"/>	押印済み(別記1)(無菌調剤室 利用申込書、無菌調剤室 利用決定通知書)
<input type="checkbox"/>	医薬品医療機器法施行規則で規定する届出の写し
<input type="checkbox"/>	保険薬局の無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出の写し
<input type="checkbox"/>	広島県薬剤師会の会員は、広島県薬剤師会が発行する保険薬局カード及び日本薬剤師会会員証
<input type="checkbox"/>	広島県薬剤師会の非会員は、保険薬局指定通知書の写し及び薬剤師免許証の写し

無菌調剤室 利用料金 (税別)

利用の区分	料金単位	単位あたりの利用料金
広島県薬剤師会 保険薬局部会 会員	1 回	500 円
広島県薬剤師会 保険薬局部会 非会員	1 回	2,000 円
広島県薬剤師会 非会員	1 時間につき	2,000 円

※利用料金には、消毒剤・医療廃棄物処理、無菌調剤室管理料の料金等を含むものとする。

無菌調剤室 物品価格表

品 名	単 位	単位あたりの料金(税込)		備 考
		(会員価格)	(非会員価格)	
メディカルキャップ	1 枚	20 円	30 円	使い捨て帽子
ガメックスパウダーフリー	1 双	150 円	200 円	使い捨て手袋
アイソレーションガウンスタンダード	1 枚	150 円	200 円	使い捨て無菌衣
サージマスク CP(9.5×17.5cm)	1 枚	10 円	20 円	使い捨てマスク
ハイカリックIVHバッグ HC-B2006A	1 枚	950 円	1,100 円	輸液パック 2,000mL
テルフュージョン連結管(クレンメ付) TC-00503B	1 本	50 円	70 円	
シリンジ 5ml(スリット) テルモ SS-05SZ	1 筒	20 円	30 円	
シリンジ 10ml(スリット) テルモ SS-10SZ	1 筒	20 円	30 円	
シリンジ 20ml(スリット) テルモ SS-20ESZ	1 筒	30 円	40 円	
マイレックスフィルター SLHAJ33SS	1 個	500 円	600 円	
プレフィルドシリンジホルダーC XX-PF1825	1 本	20 円	30 円	

※ 物品については、事前の通知なく変更することがあるので事前に問い合わせること。

※ 上記物品以外は、利用者が各自持参すること。

※ 注射針(フローマックス 18G×1・1/2)は、利用料金に含むものとする。

2019 年 10 月 1 日現在

(別記3)

無菌調剤記録

調剤日	年 月 日		
使用施設	無菌調剤室 1(クリーンベンチ) ・ 無菌調剤室 2(安全キャビネット)		
入室時間	時 分	退室時間	時 分
薬剤師氏名			
	品名・規格	数量	
使用薬剤			
使用器材			
実施確認チェック			
調剤前		調剤後	
<input type="checkbox"/> クリーンベンチ清拭		<input type="checkbox"/> クリーンベンチ清拭	
<input type="checkbox"/> 安全キャビネット清拭		<input type="checkbox"/> 安全キャビネット清拭	
		<input type="checkbox"/> 無菌調剤室清拭	
		<input type="checkbox"/> 前室清掃	
その他連絡事項			

処 方 日	
患 者 氏 名	
生 年 月 日	
性 別	男性 ・ 女性
医 療 機 関 名	
処 方 医 氏 名	
処 方 内 容 調 製 工 程	

調剤した薬剤師

薬 局 名	
薬局の住所	
薬剤師氏名	⑩

## 公益社団法人 広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局無菌調剤室の共同利用に係る契約書

公益社団法人 広島県薬剤師会 二葉の里薬局(以下、「甲」という。)と無菌調剤室の共同利用を希望する薬局(以下、「乙」という。)は、乙の処方箋受付薬局( )薬局)で調剤に従事する薬剤師(以下、「乙の薬剤師」という。)が、甲の無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

### (指針の策定等)

第1条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、事前に、甲の協力を得て、指針の策定を行い、乙の薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を実施しなければならない。

2 前項の研修に加えて、乙は、乙の薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続するように努めなければならない。

3 第1項の研修は、甲が実施する在宅支援薬剤師専門研修会(無菌製剤処理研修)の受講をもって、これに代えることができるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する指針の策定及び研修の実施について、甲は乙に協力するものとする。

### (届出)

第2条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則で規定する届出(様式第一または様式第六)を所轄の保健所長に行わなければならない。

2 乙は、無菌製剤処理加算を算定する場合には、特掲診療料の施設基準(「保険薬局の無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出」)につき厚生局へ届出なければならない。

### (共同利用の方法)

第3条 乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用するにあたっては、甲の定める「公益社団法人 広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局無菌調剤室の共同利用に関する要綱」及び「会営二葉の里薬局 無菌調剤室利用手順書」に従ってこれを行わなければならない。

2 乙の薬剤師が利用できる甲の設備は、無菌調剤室及び無菌製剤処理に必要な器具、機材等に限定される。

3 乙の薬剤師は、甲の管理者が保健衛生上支障を生ずる恐れがないように行う監督・指導に従わなければならない。

4 乙は、利用中に施設等を破損した場合、当該損害を賠償しなければならない。

### (事故等の報告)

第4条 乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかに甲及び乙の管理者に報告をし、事後処理に当たらなければならない。

2 前項の場合、事故等が重大であるときは、甲及び乙の管理者は、甲及び乙それぞれが互いに報告をし、法令に従って対応しなければならない。

### (責任)

第5条 甲の施設において行った無菌製剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤については、一義的に乙及び乙の薬剤師が責任を負うものとし、甲はなんらの責任を負わない。

(器具等の管理)

第6条 甲の薬局管理者は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌製剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

(利用料)

第7条 無菌調剤室を共同利用する場合の利用料は、「公益社団法人 広島県薬剤師会 会営二葉の里薬局無菌調剤室の共同利用に関する要綱」に定めるとおりとし、甲の請求に基づき速やかに納付するものとする。

(守秘義務)

第8条 甲は、この契約に基づきなされた無菌調剤により知り得た患者個人に係る情報を、公表してはならない。

(契約期間)

第9条 この契約の期間は、契約締結の日からその年度の3月31日までとする。

2 契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して、解約の意思表示をしないときは、更に1年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(契約の取消)

第10条 甲は、乙が本契約に定める事項を遵守する義務を履行しない場合、乙の無菌調剤室の利用を差し止めまたはこの契約を取り消すことができる。

(疑義の解決方法)

第11条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目2番1号  
薬局名 会営 二葉の里薬局  
開設者 公益社団法人 広島県薬剤師会  
会長 ⑩

乙 住所  
薬局名  
開設者名 ⑩

## 1. 無菌調製を行うための施設について

### ・準備室

調剤室を、作業準備を行う場所とする。

### ・前室

調製者の作業着への着替えや手指の消毒を行う場所である。無菌調剤室に微生物や微粒子の侵入をできるだけ避けるよう準備する部屋でもある。

### ・無菌調剤室 1 (クリーンベンチ)

局所的に完全な清浄環境が得られる装置であり、IS014644-1 に規定するクラス 7 以上で行う。薬剤の無菌的確保には十分である。ただし、内圧が陽圧でクリーンベンチ内から調製者に向けて空気が流れ出るため、抗悪性腫瘍薬等のような細胞毒性を有する注射薬の調製には不適當である。

### ・無菌調剤室 2 (安全キャビネット)

安全キャビネットは、抗悪性腫瘍薬等のような細胞毒性を有する注射薬を調製する場合に、クリーンベンチの機能と調製者の被曝防止機能を併せ持った装置である。

## 2. 作業準備

(1) 調剤室に入る前に、まず手を洗い白衣に着替えて、調剤室用の履物に履き替える。

(2) 調剤室に入って、無菌調剤室の殺菌灯と送風機のスイッチをONにする。20 分経過したら殺菌灯を消し、無菌調剤室内の照明灯を点灯する。

(3) 注射処方箋監査をする。疑義内容が解決してから調製すること。

(4) 注射処方箋を基に、無菌調製記録簿に調製工程等を記入する。

※注 1: 無菌調製記録簿を見て作業工程を確認しながら、調製を行う。

注 2: 調製工程を計画する際は、穿刺部位を最小限に抑えるよう、効率的な順序を検討する。

(5) 調製工程を基に、必要な薬剤・器具・用具を用意する。

使用時の正確性を確保するために適切なシリンジ・針を選択する。

シリンジは使用薬液量がシリンジの約 80%を超えないように選択する。

注射針のゴム栓への穿刺回数を考慮した本数で用意する。針は通常 18G×1・1/2 を使用するが、シリンジの大きさに合わせたものを選ぶ。

(6) 調剤に必要な薬剤・物品・ラベル・処方箋・調製工程表等を消毒用アルコールにて噴霧消毒後、パスボックスに入れる。

(7) 不要なアクセサリ類・腕時計等はずす。眼鏡はそのまま使用する。

### 3.前室

(1) 調剤室用の履物を無菌調剤室のスリッパに履き替える。

(2) ガウン・マスク・帽子(髪全体・耳までを覆う)を着用する。

※注 1: コンタクトレンズ装用者は保護メガネ着用が望ましい。

注 2: 抗悪性腫瘍薬を調製する場合には、必ず保護メガネやアイシールド等で目を保護する。

(3) 手洗い

手洗いは、必ず着替え(ガウン・マスク・帽子の着用)の後に行う。

石鹼を十分に泡立てて、手のひら、手の甲、指、指の間、指先、爪の間、手首、肘上まで十分に洗う。親指周囲と手のひらをねじり洗いする。

流水で石鹼成分がなくなるまで良くすすぎ(約1分間)、ペーパータオルで水分をよく拭き取る。

クロルヘキシジン・アルコールローションで消毒する。

自然乾燥させる。

(4) 手袋を着用する。

手袋はパウダーフリーのディスポーザブルラテックス製、もしくはプラスチック製の手袋を用いる。未滅菌のものでかまわないが、清潔なものを使用する。

※注 1: 手袋着用後は不必要な場所に出来る限り触れない。

注 2: 抗悪性腫瘍薬を調製する場合には、保護手袋は薬剤の接触から手指を保護するために、パウダーフリー、ニトリルゴム製の手袋を、二重に着用する。

(5) 皮膚が露出しないようガウンを手袋の中に入れる。

### 4.入室

前室から無菌調剤室に入室する。

無菌調剤室入室後の手順及び留意点については、以下の機能別に別記する。

無菌調剤室 1(クリーンベンチ)、無菌調剤室 2(安全キャビネット)

## 5. クリーンベンチの清拭(調製前)

(1) 消毒用エタノールを浸した不織布等でクリーンベンチ内を清拭する。

※注:エタノール噴霧は作業者が吸い込む危険性があるため行わない。

(2) 清拭手順 (次の手順で行う。)

1) 天面の散光及び吊り下げ棒

2) 奥正面上から下へ

3) 左右側面上から下へ

4) 作業台奥から手前へ

※注:清掃方法は、同一方向(ステンレス部はヘアライン方向)に一度拭きを行う。

## 6.無菌調製

(1) パスボックスから消毒した薬剤・物品等を取り出し、クリーンベンチ内に入れる。

※注 1:「クリーンベンチ内では手(人)が唯一の汚染源である」との意識を持って作業を行う。

注 2:クリーンベンチ内に腕・肘を付けないよう注意する。

(2) 作業はクリーンベンチの端より少なくとも 15cm 以上奥側で行う。特にアンプルカットや吸引作業が手前になりすぎないように注意する。

(3) 使用時の正確性を確保するために適切な注射筒を選択する(吸引薬液量と目盛りを考慮する)。

(4) 注射針の包装は、注射筒装着部より両側に開いて開封する。

※注 1:注射針のゴム栓に穿刺する回数は、6~7 回以内とする。

注 2:薬液が接触するバイアルのゴム栓、注射針、注射筒部品(プランジャー)、注射針の注射筒接合部(ハブ)に手指が触れないよう注意する。

注 3:手袋が破損した場合は、直ちに手洗い・消毒を行い、新しい手袋に交換する。

注 4:針を刺す、アンプルカット等で負傷・出血した場合は、速やかに作業を中止し、手洗い、消毒を行う。

出血が止まらない場合は、他のスタッフに調製作業を交代してもらおう。調製薬剤に血液汚染がないか確認し、汚染物は廃棄する。クリーンベンチ内を消毒し、調製を再開する。

注 5:ゴム栓穿刺部位には触れない。触れた場合はエタノールで消毒する。

注 6:注射針を刺す際は、ゴム栓穿刺部位に出来るだけ垂直に刺し、コアリングに注意する。

(5) 手はクリーンベンチ外に出す度にエタノール噴霧で消毒する。

(6) 調製後の薬剤は、パスボックスに入れる。

## 7.混合後の鑑査

### <中間鑑査>

(1) 注射薬の処方内容を確認した後、無菌調製記録簿を確認しながら、調製に使用したアンプル類や残液を、混合済み輸液、処方箋と照合し、調製輸液を鑑査する。

(2) 輸液の色調、配合変化の有無、異物混入の有無、ゴム栓穿刺部位の消毒の有無、液漏れ等の有無を確認する。

### <最終鑑査>

(1) 遮光の必要な薬剤(総合ビタミン剤等)が混合されている場合は、調製したバッグに遮光カバーをかける。

(2) ラベルが正しく記入されているか確認し、鑑査印を押し、調製したバッグに貼る。

※注:遮光袋の上から貼ると見やすい。輸液使用時もラベルの内容を確認できる。

## 8.調製後の清掃

(1) クリーンベンチ内の汚れを、精製水を噴霧した不織布で拭きとる。

※注:エタノールだけでは、ブドウ糖等、こぼれた薬剤を完全に拭き取れないため。

(2) クリーンベンチ内を、消毒用エタノールにより清拭する。

(3) 無菌調剤室内の床に希釈した 0.1%アルキルジアミンエチルグリシン塩酸塩消毒液を噴霧し、使い捨てタイプの不織布を装着した無菌調剤室用の無塵クリーンマイクロモップで拭く。

※注:月に一度以上、(3)の工程の代わりに室内の天井・壁・床及びクリーンベンチ内を消毒用エタノール等により清拭する。

(4) 薬剤の空容器、使用済みのシリンジ、注射針等は、感染性廃棄物容器に入れる。その感染性廃棄物容器をビニール袋で密封し室外に出す(その後、室外では、ビニール袋で密封した感染性廃棄物容器を感染性廃棄物 BOX に捨てる)。

外包装や清拭に使用した不織布等は、不燃・可燃に分別して、分別用ゴミ箱に設置のビニール袋に入れ、室外に出す。

(5) 空の分別用ゴミ箱を消毒用エタノールで消毒する。

(6) 無菌調剤室退出後、空調、照明を消して、殺菌灯をONにする。殺菌灯は、最低 10 分間程度点灯する。

## 9.無菌調剤記録を会営二葉の里薬局に提出する。

## 10.混合した輸液は、保冷剤の入ったクーラーボックスに入れて、運搬する。

## 5.安全キャビネットの清拭(調製前)

(1)キャビネットのファンスイッチと照明スイッチをONにする。

(2)前面ガラスシャッターを開口する。

※注 1:20cm以上の開口で使用すると警報ブザーが鳴る。

注 2:警報スイッチを押すと一時的に警報ブザーが止まる(約 5 分間消音)。

(3)消毒用エタノールを浸した不織布等で安全キャビネット内を清拭する。

※注 エタノール噴霧は作業者が吸い込む危険性があるため行わない。

(4)清拭手順(次の手順で行う。)

1)天面の散光及び吊り下げ棒

2)奥正面上から下へ

3)左右側面上から下へ

4)作業台奥から手前へ

※注:清掃方法は、同一方向(ステンレス部はヘアライン方向)に一度拭きを行う。

(5)キャビネット内のコンセントを使用する場合は、アウトレットのスイッチをONにする。

(6)前面ガラスシャッターを開口 20cm以下まで下げる。

※注 1:20cm 以下で作業する。それ以上の開口で使用すると警報ブザーが鳴る。

## 6.無菌調製

(1)パスポックスから消毒した薬剤・物品等を取り出し、安全キャビネット内に入れる。

※注 1:作業面の吸込みスリットの上に物を置かない。

注 2:吸気スロットに接近して操作すると、流入する室外空気の妨げになるだけでなく、操作物が汚染される恐れが生じる。

注 3:大きな物品をキャビネット内に持ち込む場合は、トレイ中央に置く。

(2) 作業は、キャビネットの端より少なくとも 10cm 以上奥側で行う。特にアンプルカットや吸引作業が手前になりすぎないように注意する。

※注 1:「キャビネット内では手(人)が唯一の汚染源である」との意識を持って作業を行う。

注 2:キャビネット内に腕・肘を付けないよう注意する。

注 3:調整中は、腕の出し入れは極力しない。

注 4:キャビネット内での操作は最小限にし、腕はゆっくりと動かすように心がける。

(3)使用時の正確性を確保するために適切な注射筒を選択する(吸引薬液量と目盛りを考慮する)。

(4) 注射針の包装は、注射筒装着部より両側に開いて開封する。

※注 1: 注射針のゴム栓に穿刺する回数は、6～7 回以内とする。

注 2: 薬液が接触するバイアルのゴム栓、注射針、注射筒部品（プランジャー）、注射針の注射筒接合部（ハブ）に手指が触れないよう注意する。

注 3: 手袋が破損した場合は、直ちに手洗い・消毒を行い、新しい手袋に交換する。

注 4: 針を刺す、アンプルカット等で負傷・出血した場合は、速やかに作業を中止し、手洗い、消毒を行う。出血が止まらない場合は、他のスタッフに調製作業を交代してもらおう。調製薬剤に血液汚染がないか確認し、汚染物は廃棄する。キャビネット内を消毒し、調製を再開する。

注 5: ゴム栓穿刺部位には触れない。触れた場合はエタノールで消毒する。

注 6: 注射針を刺す際は、ゴム栓穿刺部位に出来るだけ垂直に刺し、コアリングに注意する。

(5) 調製開始後、30 分ごとに新しい手袋と交換する。

(6) 調製後の薬剤は、パスボックスに入れる。

## 7. 混合後の鑑査

調製者とは別の薬剤師が処方監査・調製工程の鑑査を行う。

### < 中間鑑査 >

(1) 注射薬の処方内容を確認した後、無菌調製記録簿を確認しながら、調製に使用したアンプル類や残液を、混合済み輸液、処方箋と照合し、調製輸液を鑑査する。

(2) 輸液の色調、配合変化の有無、異物混入の有無、ゴム栓穿刺部位の消毒の有無、液漏れ等の有無を確認する。

### < 最終鑑査 >

(1) 遮光の必要な薬剤（総合ビタミン剤等）が混合されている場合は、調製したバッグに遮光カバーをかける。

(2) ラベルが正しく記入されているか確認し、鑑査印を押し、調製したバッグに貼る。

※注: 遮光袋の上から貼ると見やすい。輸液使用時もラベルの内容を確認できる。

## 8. 調製後の清掃

(1) キャビネット内の空気が完全に入れ替わってから、前面フードを定位置より移動させてキャビネット内を清掃する。

※注: キャビネット内から室内空気を完全に排除するまで 15～30 分かかる。

(2) キャビネット内を、0.3M 水酸化ナトリウム液を用いて、2 回以上清拭する。

汚染した抗悪性腫瘍薬の種類によって、2% 次亜塩素酸ナトリウムにより抗悪性腫瘍薬を失活させた後、1% チオ硫酸ナトリウム液で中和する。

(3) キャビネット内を消毒用エタノールにより清拭する。

(4) 薬剤の空容器、使用済みのシリンジ、注射針は、感染性廃棄物容器に廃棄する。アンプルに残った薬液はシリンジに吸い取りキャップをした後に、他の感染性廃棄物と共にビニール袋に入れて密封して室外に出す。外包装や清拭に使用した不織布等は、不燃・可燃に分別して無菌調剤室内のゴミ箱に装着したビニール袋に入れて、ビニールを密封して室外に出す。

※注:調剤室に戻ったら感染性廃棄物シリンジや注射針等は、感染性廃棄物 BOX に捨てる。

(5) 無菌調剤室内の床に希釈した 0.1%アルキルジアミンエチルグリシン塩酸塩消毒液を噴霧し、使い捨てタイプの不織布を装着した無菌調剤室用の無塵クリーンマイクロモップで拭く。

※注:月に一度以上、(5)の工程の代わりに、室内の天井・壁・床及びキャビネット内を消毒用エタノール等により清拭する。

(6) 無菌調剤室退出前に、照明灯スイッチとファンスイッチをOFFにし、「殺菌灯スイッチ」のみONにする。殺菌灯は、最低 10 分程度点灯する。

(7) 無菌調剤室退出後、空調、照明を消す。

9.無菌調剤記録を会営二葉の里薬局に提出する。

10.混合した輸液は、保冷剤の入ったクーラーボックスに入れて、運搬する。